

【決議】 大学を国民の手に取り戻そう

私たちは、昨年の大会で「教育研究の存亡の危機にあたり、すべての大学人に訴える」とした決議を发出し、「学問の自由」を守ること、「軍学共同」に反対すること、授業料無償化や給付型奨学金の増額の推進を図ること、不安定雇用の一掃、高等教育の公的補助の大幅増を訴えてきた。「軍学共同」研究反対に関していえば、2018年度の防衛省安全保障技術研究推進制度への大学の応募は12件に激減し主採択は3件だった。これは日本学術会議の声明やこの声明を支持した軍学共同反対連絡会（日本科学者会議もその一翼）の粘り強い運動の賜物ともいえる。しかし、国立研究機関にあってはタイプSの7件中2件が採択（JAMSTEC、理研）されており、今後課題を残した。

5月に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」は「高等教育無償化」を謳ってはいるが、国際人権規約にある「無償教育の漸進的導入」（日本も批准）とは程遠く、名ばかりの「無償化」である。従来の授業料減免制度が廃止されることで、支援の枠が大幅に縮小される。それだけではなく、支援対象となる大学等には「無償化」とは関係のない「要件確認」が求められる。実務経験のある教員の一定割合の配置、外部人材の理事への複数任命、成績管理の実施・公表、財務・経営情報の開示などであり、要件に合わない「不適格」大学等では支援を受けることが出来ないというものである。適格性チェックは大学自治の破壊、学問の自由の侵害にもつながる。加えて支援を受ける学生に対してはこれまでにはなかった成績の相対評価を課し、学ぶ意欲があっても成績を理由に支援を打ち切るというのである。これは学習権の侵害である。加えて低所得者ほど負担が重くなる消費税増税分を財源としており到底許すことのできない法律といえる。

第198回国会で成立した学校教育法等の改正は、大学に認証評価基準への適合を義務付け、文科大臣が未認定大学の教育研究に介入したり、私立大学に中期計画作成義務を課し、理事会の決定権を正当化するなど、大学の自主性・自律性を侵すものである。また、国立大学間で一法人複数大学が可能となり、経営と教学の分離、経営優先の「選択と集中」が一挙に進む可能性がある。さらに中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（2018年11月）、文科省「高等教育・研究改革イニシアティブ」（2019年2月）などの動向は、2018年7月に発足した統合イノベーション戦略推進会議による官邸・内閣府主導の財界に奉仕する「大学改革」の流れであり、学問の継承をも任務として培ってきた大学の教育と研究を破壊するものである。

1. 私たちは、こうした悪法の撤廃と官邸・財界主導の選択と集中、効率主義による「大学改革」の中止を求める。
2. 私たちは「学問の自由」を守ること、「軍学共同」に反対すること、不安定雇用の一掃、高等教育の公的補助の大幅増を求める。
3. 授業料無償化や給付型奨学金の増額の推進を図り、教育の機会均等を保障し、権利としての「教育の無償化」の実現を求める。
4. 日本科学者会議は、新自由主義に基づく選択と集中に抗し、一人一人の能力が花開く高等教育の実現を目指すとともに、大学を国民の手に取り戻すことを決意する。

2019年5月26日

日本科学者会議第50回定期大会